

役員等の費用弁償及び謝金等に関する規程

社会福祉法人 筑紫福社会

役員等の費用弁償及び謝金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫福祉会の役員等の費用弁償及び謝金等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）をいう。

(役員等の実費弁償及び謝金等)

第3条 役員等が会議に出席したときは、表①により実費弁償及び謝金等を支払うことができる。

《 表① 》

	実費弁償及び謝金等
半日	3,000 円
全日	6,000 円

- 2 役員等が会議出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、表②により実費弁償及び謝金等を支払うことができる。

《表②》

	実費弁償及び謝金等
半日	3,000 円
全日	6,000 円

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(実費弁償及び謝金等の支払い)

第4条 役員等の実費弁償及び謝金等は原則として、その金額を通貨で直接支払う。また、場合によっては、その金額に相当する商品で渡すことができる。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、表③により旅費等及び謝金等を支給することができる。

《 表③ 》

	実費弁償及び謝金等
半日	5,000 円
全日	10,000 円

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、**理事会にて**定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 18 年 9 月 22 日より適用する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日 一部変更
- 3 **令和 2 年 1 月 1 日 一部変更**